

# 大田原市起業再出発支援制度

市では、中心市街地の活性化や、その他の商店街など地域の振興を図るため、大田原市起業再出発支援事業補助金を設け、新たに空き店舗に出店する方などを支援しています。

## ●補助対象者

昼間の営業を目的とし、物販業、飲食業、サービス業など中心市街地およびその他の商店街等地域に適した業を営む店舗（風俗営業などの規制および業務の適正化等に関する法律の適用を受ける業種などを除く）または事務所などを開業などとする方で、次のいずれかに該当する方

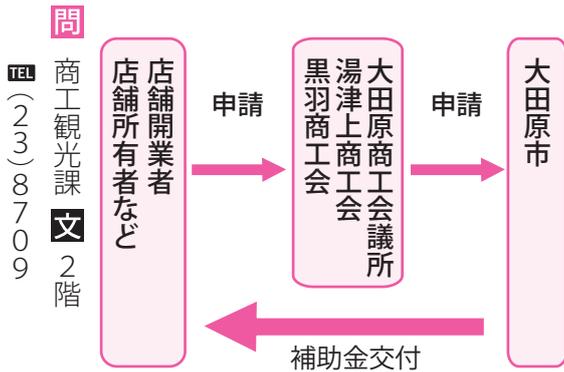
- ① 店舗開業者  
対象店舗を開業するため、空き店舗を賃借する方
- ② 店舗所有者  
自ら所有する空き店舗を改修する方（同一の店舗所有者の同一補助金の交付は、1回に限る）
- ③ 既存店舗営業者  
商店街団体などが形成されている区域において10年以上継続している対象店舗（事務所を除く）を営業している方で、当該店舗を改装および改修する方

※市税などの滞納がない、2年以上営業することが見込まれ1週間あたり4日以上営業する、商工会議所などの会員になることなど、その他の条件もあります。

## ●補助対象経費など

下表のとおり

●**申込方法** 関係書類を添えて、商工会議所などを経由して商工観光課に申請をします。補助イメージは、次のとおりです。



問 商工観光課 文 2階  
TEL (23) 8709

対象地域	●中心市街地			●その他の商店街などの地域		
	店舗開業者	店舗所有者	既存店舗営業者	店舗開業者	店舗所有者	既存店舗営業者
補助経費	空き店舗の改装に要する経費	空き店舗の改装に要する経費	既存店舗の改装・改修に要する経費	空き店舗の改装に要する経費	空き店舗の改装に要する経費	既存店舗の改装・改修に要する経費
補助率	上記経費の1/3 ※補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは切り捨て			上記経費の1/3 ※補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは切り捨て		
限度額	100万円		50万円	50万円		30万円

※「限度額」は、中心市街地においては、平成29年3月31日まで。それ以降は、その他の商店街などの地域に準ずる。

## 農業者・農業生産組織などの皆さんへ 市単独補助金の案内

農業における園芸振興のため、購入費や資材費の補助をしています。

事業名	事業内容	補助金額
園芸用保冷库導入事業	園芸用保冷库(1.5坪以上)導入費補助	3分の1以内(12万円上限)
園芸拡大支援事業	園芸用パイプハウス資材費補助(330～1000㎡)	3分の1以内(1㎡あたりの上限あり)
アスパラガス生産拡大支援事業	アスパラガス種子・苗購入費補助(10a以上作付)	3分の1以内
ブルーベリー苗木購入事業	ブルーベリー苗木購入費補助(5a以上作付)	2分の1以内(20万円上限)

※施設や機械を導入する3カ月前までに農政課に相談にお越しく下さい。  
※いずれも予算の範囲内での補助となります。

問 農政課 文 3階 TEL (23) 8292

## 市学校跡地運動場の使用について

黒羽地区の小中学校の統廃合に伴い学校跡地運動場が使用できます。

●**場所** 黒羽運動場 片田運動場 川西運動場  
蜂巣運動場 寒井運動場 両郷運動場  
須佐木運動場

問 スポーツ振興課 黒羽体育館  
TEL (22) 8017 TEL (54) 2858